

歌道谷地区の古文書(1)概要

今回は、昨夏、歌道谷公民館で行われた古文書の虫干しの時に撮影させていただいたものの中から、

- ①山王大権現を野村から勧請するとともに安達和泉守が神職となったこと、
- ②京都の吉田神社の吉田家から、
 - ・ 神社に位階を授けられたこと
 - ・ 神職の装束の許可がなされ、装束の位も上がっていったこと
- ③「神仏分離令」により神社名を変えなくてはならなくなったこと

のお話をさせていただきました。

また、関連の文化財として、「御撫物」や「御所御用御札」などもご紹介しました。

特に、③については、神社名を「山王大権現」から「山王宮」に変えたいと申請したにも関わらず、認められなかったところまでの文書でした。現在の神社名にいたる過程については、今年の夏の虫干しの際に読ませていただきたいと思います。

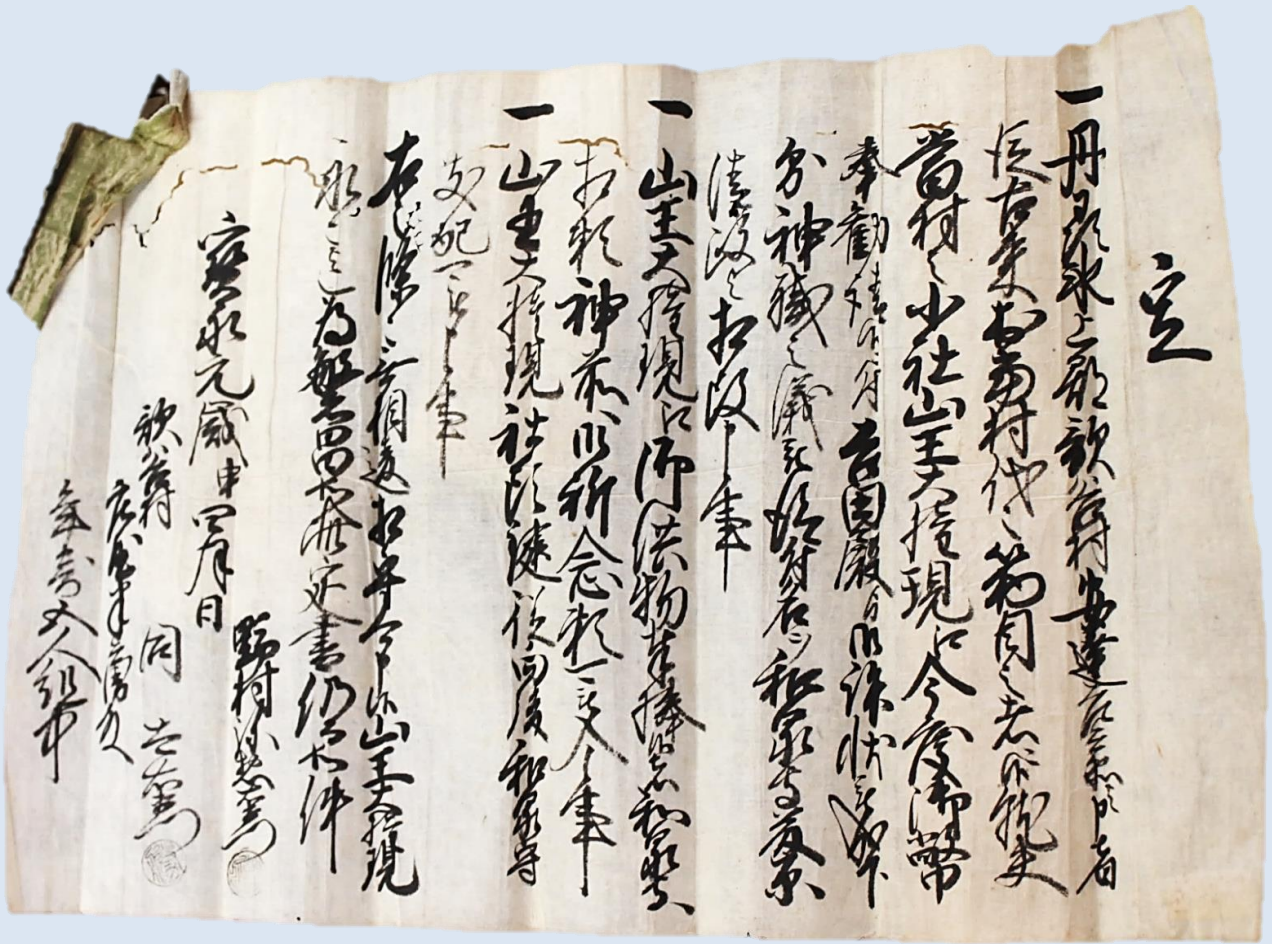
山内順子

※HPには配布した資料の抜粋を掲載しています。

全頁をご覧になりたいかたは、船城地区自治協議会にて頒布(1部200円)しておりますので、お問い合わせください。



山王大権現勧請、安達和泉守が神職に



定

一 丹州水上郡歌谷村安達吉兵衛卜申者
 従古来於當村代々筋目之者二候就夫
 當村之小社山王大権現江今度御幣
 奉勸請候二付吉田殿方御許状被成下
 旁神職之儀被仰付、名ヲ和泉守藤原
 清政と相改申候事
 一 山王大権現江御供物奉捧候者和泉守へ
 相頼神前へ御祈念頼可被入之事
 山王大権現社頭鍵従向後和泉守
 支配可被申事
 右之條々無相違相守可申候山王大権現
 永々迄為繁盛如此定書仍而如件

寶永元歲申四月日

野村弥惣右衛門
同 太右衛門

歌谷村

庄屋半兵衛殿
年寄五人組中

定

一 丹州水上郡歌谷村の安達吉兵衛と申す者は古来より当村において
 代々筋目の者です。それにつき当村の小社・山王大権現へ今度御幣を
 奉り勸請されたことに付いて吉田殿より御許状を下され、
 一 山王大権現へ御供物を捧げ奉る者は和泉守藤原清政と改める事
 一 山王大権現社頭の鍵、今後より和泉守の支配となる事
 右の條々、相違無く守るべし。
 山王大権現が永々まで繁盛のためこのような定書、仍而如件

寶永元歲申四月日

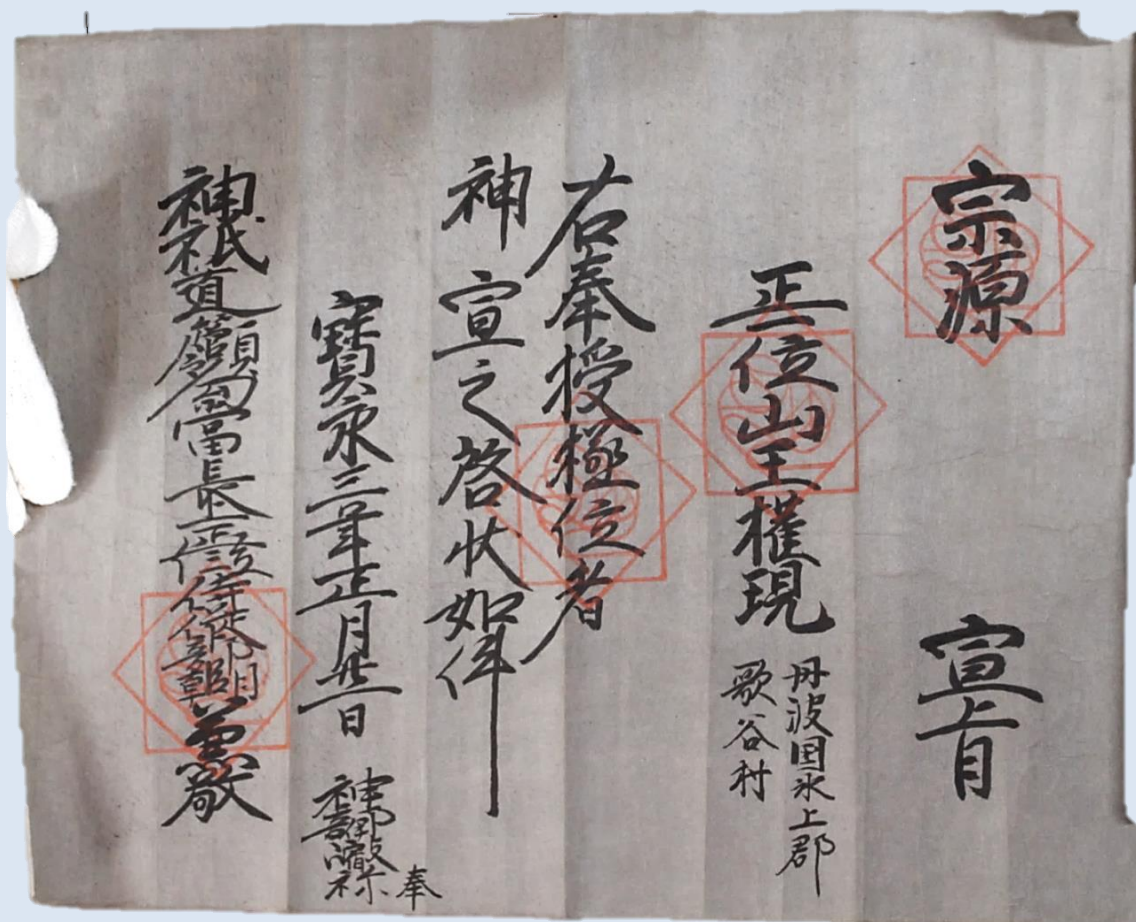
野村 弥惣右衛門
同 太右衛門

歌谷村

庄屋半兵衛殿
年寄五人組中



京都吉田家からもたらされた「宗源宣旨」



宝永三年(1706)正月廿一日 宗源宣旨 (そうげんせんじ)

宗源 宣旨

正一位山王権現 丹波国水上郡

歌谷村

右奉授極位者
神 宣之啓状如件

寶永三年正月廿一日

神部宿祢 奉

神祇道管領勾當長上正三位侍従卜部朝臣兼敬

宗源 宣旨

丹波国水上郡歌谷村(の神社に)正一位山王権現という極位(これ以上ない高位)を授け奉ります。

寶永三年(1706)正月廿一日(二十二日) 神部宿祢

神祇道管領勾當長上正三位侍従卜部朝臣兼敬

署名にある「兼敬」は吉田兼敬(よしだかねゆき)

生没年：承応二年(享保十六年(1653)~1732)

氏族：卜部氏嫡流、吉田家

「宗源宣旨」とは、京都の吉田家が全国の神社に位階や神号、神職に許状を授けるために出した文書のことです。吉田神道を宗源神道というのにちなんだ呼び名です。吉田兼俱(かねとも1435~1511)のときに始まったとされます。

神祇官の長官であった白川伯王家の「宣旨」とは違い、朝廷は関係していませんが、江戸期には盛んに出されました。

紙の色が青灰色なのは、一度文字を書いて使った紙を再度漉いた紙を使っているためです。この紙のことを「宿紙(しゆくし)」と言います。

和紙の原料は貴重で、近世以前には保管しなくてよい紙は使用後に裏紙に再度書いたり(紙背文書)、漉き直したりして再利用しました。漉き直しでは、元の紙の墨を完全に取り除くことは不可能なので、墨が溶け出して紙全体に付着して全体が灰色に染まりました。そのため、薄墨紙と呼ばれたり、旧・久の意味を持つ「宿」を冠して宿紙とも呼ばれるようになったのです。

朝廷では大量の不要な公文書を再利用するために和紙を製造する図書寮紙屋院で大量の漉き直しが行われました。この再生紙は、天皇の命令でも略式の命令であった論旨や口宣案に新品の代替品として用いられましたが、それがいつしか有職故実となって定着し、逆に論旨には宿紙を使用するもの、新品の紙は作法に反すると考えられるようになったのです。

それで、和紙の大量生産が可能になった江戸期には漉き直すのではなく、わざわざ墨を混ぜて染めて宿紙を作るようになりました。

「神祇管領長上(じんぎかんれいちょうじょう)」とは、吉田神道を継承する吉田家当主が代々名乗った称号です。

白川伯王家に対抗して自らが神道の主宰者であることを示すため、少なくとも文明八年(1476)頃には「神道長上」を名乗り、やがて「神祇管領長上并南座勾当(じんぎかんれいちょうじょうへいなんざこうとう)」の称号を名乗るようになりました。さらに「神祇管領勾当長上」と略されるようになり、「神祇管領長上」が一般的となったのです。

この文書では、「神祇道管領勾当長上」とあります。文字の偏と旁の間に文字を差し込むという独特の筆法で記されています。



日野富子らの寄付で建立された、独自の形をした「大元宮」。これを中心に全国の神々を祀っている形式は、現在も名所図会の様子と同じ。ただし大元宮背後の神祠は、御所内に遷されており、現状は空地のようになっている。

『都名所図会』より「神楽岡吉田社」
(安永九年(1780)刊行。文と絵で京都や山城国の名所や行事などを紹介する地誌。文は秋里籬島、挿絵は竹原春朝齋。全6巻11冊)

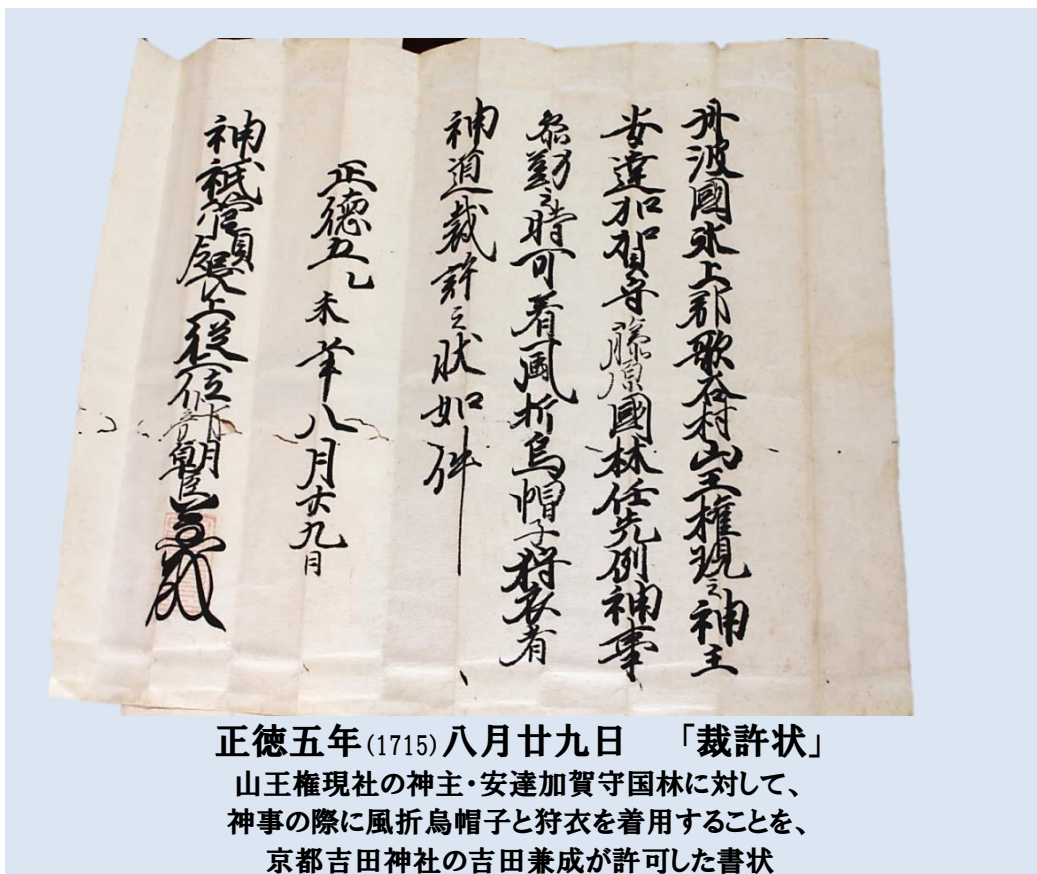
※吉田家と白川家

吉田神道は吉田兼俱が事実上の創始者で、本地垂迹説(神は仏が化身したもの)に対し神本仏迹説を唱え、儒教・仏教・陰陽道なども取りこんだ教義を確立した。吉田家は朝廷や室町幕府の支持を得て、神社に神位を授け、神職に位階を受ける権限を与えられた。

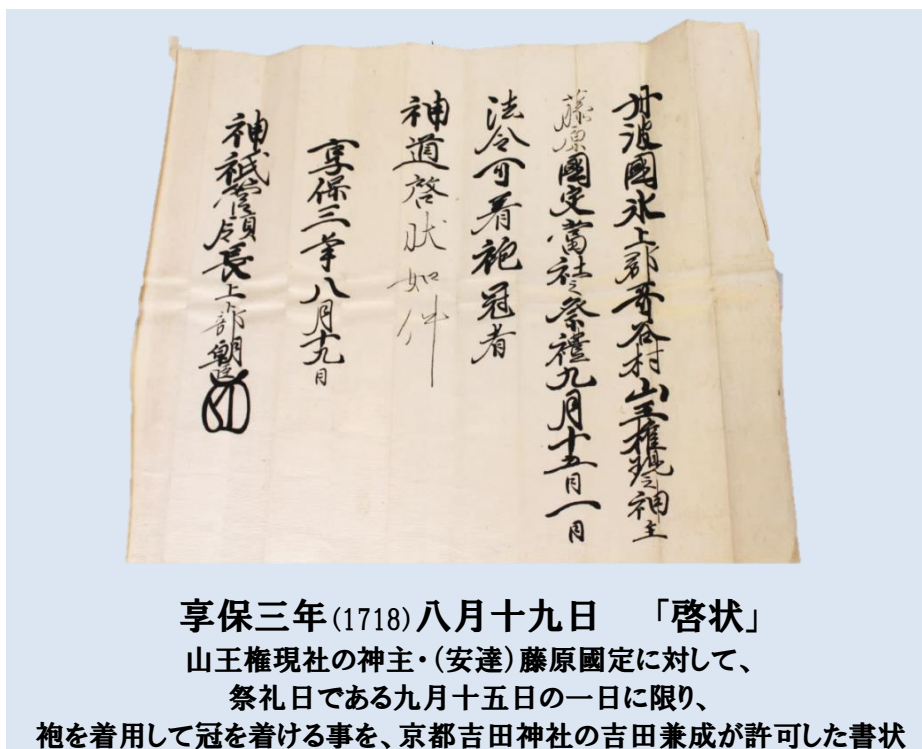
一方、白川家は、神祇伯(じんぎはく)という律令官制における神祇官の長官を、寛徳三年(1046)に花山天皇の皇孫・延信王が、長寛三年(1165)にその曾孫・顕広王が任じられて以来、王の子孫である白川家がこれを単独で世襲し、やがて白川伯王家(伯家)と呼ばれるようになったもの。



神職としてステツプアップしてゆく安達家



正徳五年(1715)八月廿九日 「裁許状」
山王権現社の神主・安達加賀守国林に対して、
神事の際に風折烏帽子と狩衣を着用することを、
京都吉田神社の吉田兼成が許可した書状

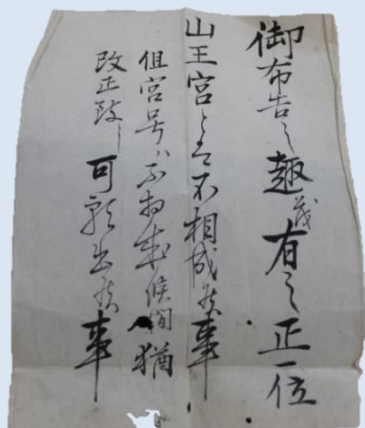


享保三年(1718)八月十九日 「啓状」
山王権現社の神主・(安達)藤原國定に対して、
祭礼日である九月十五日の一日に限り、
袍を着用して冠を着ける事を、京都吉田神社の吉田兼成が許可した書状

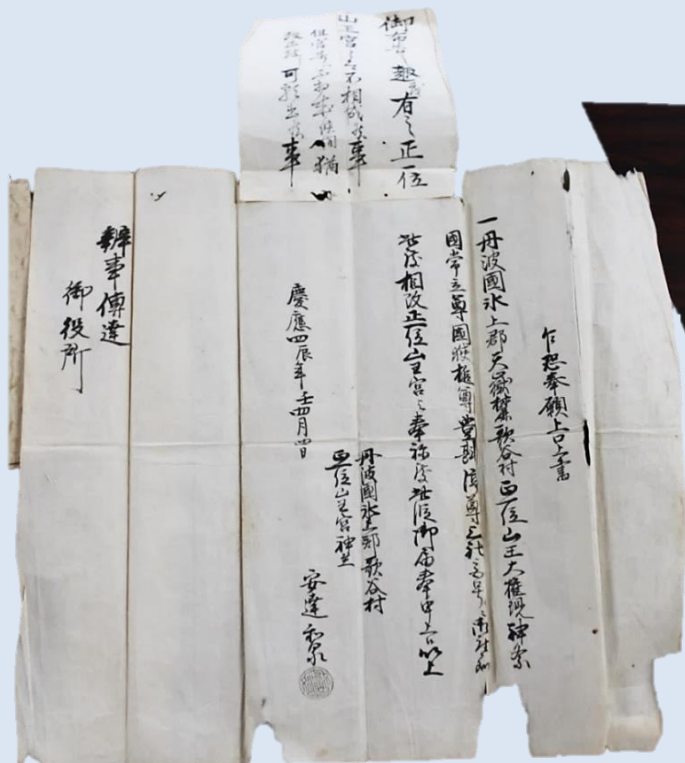
神職の装束として、宝永元年(1703)四月十日には「木綿襷(ゆうだすき)」だけが許されていた安達家は、その後、正徳五年(1715)八月廿九日には「風折烏帽子と狩衣」が、享保三年(1718)八月十九日には祭礼日に限り「袍と冠」を、享保三年(1718)八月廿八日には通常の神事に「布斎服」、享保四年(1719)正月廿四日には「赤色の千早や紗の狩衣等」を着用することが許されました。



神仏分離令により神社名を改称へ



付箋部分



慶應四年(1868)四月四日「改称願」

明治政府の神仏分離の方針により「大権現」など神仏習合をあらわす名称は使えなくなったので、「山王大権現」を「山王宮」に改めたいと出した願書。しかし、「山王宮」も使えないので改めて違う名前を出願するようにと指摘されたことが付箋に記されている。

乍恐奉願上口上書

一 丹波國水上市天嶽麓歌谷村正一位山王大権現神祭
國常立尊國狭槌尊豐樹淳尊三社尊号二御座候
此度相改正一位山王宮与奉称度此度御届奉申旨以上

丹波國水上市歌谷村
正一位山王宮神主

安達和泉[㊦]

慶應四年壬子四月四日

辨事傳達
御役所

恐れながら願い上げ奉る口上書

一 丹波國水上市天嶽の麓、歌谷村にある正一位山王大権現、神祭は
國常立尊(くにとこたちのみこと)國狭槌尊(くにさつちのみこと)
豐樹淳尊(とよくむのみこと)の三社尊号に御座候。
この度、相改め「正一位山王宮」と称し奉りたく、
この度御届け奉り申す旨、以上。

御布告之趣有之正一位
山王宮とは可不相成候事
但宮号は不相奉候間猶
改正致す可願出候事

御布告の趣旨もあるので「正一位山王宮」とはできないです。「宮号」は使えないので、もう一度改正して出願するように。